

(宛先)
港区教育委員会

誓 約 書

港区立学校施設等使用事前届出団体として、登録申請をするにあたり、港区立学校施設等を使用する際は、裏面に記載されている事項を遵守することを誓約します。

遵守事項に抵触する行為があった場合に、港区教育委員会から港区立学校施設等使用条例第8条に基づき、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止を言い渡された場合それに従います。

また、港区立学校施設等登録要綱第11条に基づき、登録団体の登録取り消し又は停止を言い渡された場合についても同様に従います。

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者名（自署） _____

《裏面あり》

遵 守 事 項

✓	各項目を確認し、各項目にチェック（✓）を記入してください。
	水分補給用の飲料以外の飲食、喫煙は禁止です。 学校敷地内では、水分補給のための飲料を摂取すること以外の飲食（補食含む）、喫煙は禁止です。
	ゴミは必ず持ち帰ることを徹底してください。 学校施設でゴミを捨てることはできません。ゴミは必ず持ち帰るよう徹底してください。
	学校の設備・備品等は大切に使用してください。 バスケットボール用ゴールにぶら下がる等、設備の破損につながる行為や本来の使用目的と異なる使用や活動は禁止です。設備・備品等が異常発生・破損した場合は、直ちに受付の学校開放管理員に申し出るとともに、原状回復にかかる費用を御負担いただきます。
	使用後は、清掃及び原状復帰をしてください。 トイレを含め、使用した全ての場所を原状復帰してください。忘れ物は、一定期間保管し、その後処分します。忘れ物をした場合は、学校には問合せせず、生涯学習スポーツ振興課スポーツ振興係（03-3578-2750／平日8:30～17:15 ※年末年始を除く）へ御連絡ください。忘れ物の問合せに対して、休日是对応できませんので、使用後は必ず忘れ物がないか確認してください。
	転貸は禁止です。 施設を使用する権利を他の団体に譲渡することはできません。使用承認を受けた団体が必ず使用してください。第三者への転貸が発覚した場合は、双方の使用を制限します。
	営利目的の活動は禁止です。 活動を継続するために最低限の必要経費（施設使用料、消耗品の購入費等）を超えるような参加料や月謝の徴収等の営利を目的とした活動は固く禁止します。
	公共交通機関を御利用ください。 自転車や自動車での来校は原則禁止です。また、学校周辺への路上駐輪・駐車もできません。
	近隣住民へ配慮し、迷惑行為はやめてください。 大声を出す行為、学校の入口周辺で集まることや歩道上での私語・会話はお控えください。
	時間を守って使用してください。 準備と片付けに必要な時間は使用承認時間に含まれています。使用承認時間外の使用施設（校庭・体育館等）への立ち入りはやめてください。
	団体代表者の責任において使用してください。 団体に登録をしていない方の体験参加や他団体との練習試合を行う場合は、受付の学校開放管理員に当日申告してください。なお、団体登録していない方による本遵守事項の違反行為のほか、破損設備の補償、けが等による救急搬送等のトラブル発生時は、使用承認を受けた団体の代表者が必ず責任をもって最後まで対応してください。
	不特定多数が参加するイベント等は禁止です。 団体に会員登録されておらず、インターネット等で広く参加者を募る等、団体代表者が管理していない不特定多数の方が入退場するイベント及び体験会の実施は禁止します。
	代替施設は用意できません。 学校の教育活動や選挙の執行などにより、急遽、開放を休止する場合があります。その場合も代替施設を用意できません。